

1 いじめ防止に向けた基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の心に長期にわたって深い傷を残し、被害を受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、生命や身体までも深刻な危機を生じさせるおそれがある。このように、いじめは他者の人権を著しく侵害する行為であり、人として絶対に許されるものではなく、行ってはならない行為である。

このような認識に基づき、本校では、全ての生徒がいじめを行わないこと、及び他の生徒に対するいじめを知りながら放置することなどが無いように、いじめ問題に関する生徒の理解を深め、防止に向けた意識を高めながら、いじめ防止への対策を進めていく。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人間関係をもつ他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット等の情報通信手段を通じて行われるものを含む)であり、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

学校は、いじめが、どの学校・どの学年・どの学級にも起こり得るという認識に立ち、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むこととする。なお、いじめの訴えやいじめが疑われるような事象があった場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止の徹底に努める。

2 いじめ防止に関する対策

(1) いじめの未然防止・早期発見に対する対策

① いじめの未然防止に向けた取り組み

ア 学校教育目標の「思いやりのある生徒」の具現化を図り、常に他者への思いやりをもち、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしないこと、いじめを見過ごさないことなどについて、全教育活動を通して組織的に取り組む。

イ 生徒の豊かな情操と道徳的な心情を養い、常に公正に判断して、その実践に努めようとする意欲や態度を育むため、全ての教育活動を通じた道徳教育とその要となる道徳の時間の充実を図る。

ウ 自分と他人のよさを公平な視点で認め、互いに尊重し合える人間関係を構築していく力を育むとともに、望ましい集団生活を通じた自己肯定感の育成や充実感が感じられる学校生活づくりを目指して、生徒自身の主体性に基づく学級活動や体験活動

等の充実を図る。

- エ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図るとともに生徒が主体的にいじめ防止に向けた取り組みを進めていくことができるよう生徒会活動の活性化を図る。
- オ いじめへの理解を深め、その防止の重要性に対する意識を高める機会として、人権作文・人の生き方やあり方についての講演会・豊かな心の育成に向けて全校で取り組むふれあい月間等の実施を通して生徒の意識啓発を図る。

② いじめの早期発見に対する取り組み

- ア いじめの早期発見に向けて、生徒に対する調査や相談を次の通り計画的に実施する。
 - 生徒対象のいじめに関するアンケート調査
年3回（6月、11月、2月）
 - 保護者を対象とした調査 年2回（7月、11月）
 - 学級担任による生徒や保護者との面談による情報の収集
三者面談 年2回（7月、12月）
 - その他、必要に応じて二者・三者面談は随時行う
- イ 生徒及び保護者が、安心していじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談窓口を設置し、相談体制を整備する。
 - スクールカウンセラーによる相談窓口の設置と家庭への周知
 - 学校としてのいじめ相談窓口の設置
- ウ 生徒の変化を細やかに把握し、いじめに関する情報の迅速な共有化を図るために各学年の代表による委員会を校内に設置し、定期または必要に応じて適宜、情報交換を行うことで、いじめの早期発見と早期対応、及び全校での組織的な対応を図る。
 - 各学年の生活指導担当教員による委員会（週1回）
 - 不登校等を含めた特別な支援に関する委員会（週1回）

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性・発信者の匿名性・その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラルの徹底を図る。

- SNS等を利用したいじめの防止を図るセーフティ教室の実施
- SNS等を利用したいじめの防止を図る安全教室の実施
- SNS等を利用したいじめの防止を図る道徳科の授業（メディアリテラシー）

(2) いじめの早期対応に対する対策

① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止等対策会議」の設置

いじめ防止等を効果的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

【構成員】 校長、副校長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他

【活 動】

- いじめの早期発見に関すること
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案に対する対応に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

【開 催】

月に1度を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒に対する支援と、いじめを行った生徒とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- エ いじめの関係者間において争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事案が発生した旨を、府中市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

- ア いじめの早期発見に関する組織に関すること
- イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること